

第 28 回 共同実施事業管理委員会 東京都作業部会
議事要旨

日時：平成 31 年 3 月 27 日（水）18:30～19:30

会場：東京都庁第一本庁舎 33 階南側 A-1 会議室

1 開会

2 議事

(1) 選手村宿泊棟照明設置・撤去に関する業務委託について

<説明・確認>

- ・事業の概要について組織委員会から説明。個別案件確認表について、組織委員会及び東京都からそれぞれ説明。
- ・「東京都が負担する経費の基本的な考え方」の 4 点に対応していることを確認。

<質疑、意見など>

- ・リースについてもパートナー供給権の対象になるのか。
⇒そのとおり。
- ・リユース率 100%は可能なのか。
⇒現時点のリース会社へのヒアリング結果である。実際には、リース会社が取引先企業と契約を締結する際に決まるが、リース会社は競争入札の中で、リユース率 100%であることを前提に価格を設定するので、達成されないと、リース会社の持ち出しが増える。
- ・シーリングライトはすべて同じ製品か。
⇒そのとおり。
- ・すべて新品を取り付けるのか。
⇒レンタルではなくリースのため、基本的には新品である。
- ・すべての部屋が対象になるのか。
⇒宿泊用の寝室とリビングが対象。トイレは対象外。
- ・ベッド数に対してシーリングライトの数字が少ないが、どのように積算しているのか。
⇒シーリングライトは、最低でも 1 住戸の中に、寝室 1 つ、リビング 1 つの計 2 つ。大きい部屋だと 1 住戸の中にベッド 2 台の部屋が 4 室ある。
- ・選手村の照明関係の発注はこれですべてか。
⇒シーリングライトは本件のみ。トイレのダウンライトは本体工事の中に含まれている。

- (2) 平成30年度第3四半期の実績報告について
- (3) 平成30年度分共同実施事業の確認について
- (4) 平成31年度共同実施事業の年度協定書について

<説明・確認>

- ・資料4から資料6について組織委員会から説明。

<質疑、意見など>

- ・工事の進捗が遅れているわけではないという理解でよいか。
⇒進捗が遅れているわけではなく、中間出来高検査方法の変更による。
一つひとつ検査をする都度工事を止めるのは非効率的であり、ある程度一括して検査をすることとした。これにより、検査対象年度が変更になったため、一部の支出が翌年度にずれている。
- ・仮設インフラとオーバーレイに要する経費について、東京都と組織委員会の費用負担は最後にならないとわからないのか。
⇒撤去まで含めた金額の確定は負担割合が明確になり次第、精算することになる。

3 意見交換
特になし

4 閉会